

○長野大学社会福祉学部教員資格審査基準

令和5年10月1日

準第6号

(趣旨)

第1条 長野大学教員資格審査基準（令和5年準第4号。以下「統一審査基準」という。）

第2条第1項ただし書き及び第9条の規定に基づき、長野大学（以下「本学」という。）社会福祉学部の教員が、学生に対して教育・研究指導するうえでの資格審査基準で特に必要と認めるもの（以下「審査基準」という。）に関し必要な事項を定める。

2 この基準で用いる用語は、特に規定する場合を除き、統一審査基準の例による。

(審査基準)

第2条 本学社会福祉学部の教員が、学生に対して教育・研究指導する上での審査基準は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）によるほか、次の基準による。

(1) 人格、識見が本学の教員として適当であると認められる者

(2) 次の教歴（実務家等の場合は実務経験を含む。以下同じ。）及び業績がある者

資格名	教歴	研究業績	教歴及び研究業績の起算日
		論文	
教授	6年以上（実務家等の場合は11年以上）	10以上（実務家等の場合は18以上）	准教授の資格取得時（実務家等の場合は修士の学位取得時又は実務に就いた時）
准教授	5年以上	8以上	修士の学位取得時（実務家等の場合は実務に就いた時）
講師	2年以上	3以上	修士の学位取得時（実務家等の場合は実務に就いた時）
助教		1以上	修士の学位取得時（実務家等の場合は実務に就いた時）

2 長野大学教員任用選考規程（平成29年程第18号。以下「教員任用規程」という。）第8条第2項に規定する昇任判定基準については、次項から第6項に定めるとおりとする。

- 3 昇任候補者の選考における判断項目は、次の各号で掲げる要件とする。
 - (1) 次項に規定する人物としての要件
 - (2) 第5項に規定する職位ごとの在位期間などの資格による要件
 - (3) 第6項に規定する教育研究業績による要件
- 4 人物については、次の各号を満たしていることとする。
 - (1) 教育研究への熱意を持っていること
 - (2) 本学の理念を理解していること
 - (3) 本学の構成員としての自覚を持ち、誠実に本務を遂行していること
- 5 職位ごとの在位の期間などの資格は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 教授となる者は、原則として本学において5年以上准教授の教育経験を有するとともに、教員任用規程第9条の教授の項中、各号のいずれかに該当する者とする。
 - (2) 准教授となる者は、原則として本学において3年以上専任の講師の教育経験を有するとともに、教員任用規程第10条の准教授の項中、各号のいずれかに該当する者とする。
- 6 職位ごとの教育研究業績の基準は、次の各号のとおりとし、内容については昇任候補者が提出する応募書類に基づき審査する。
 - (1) 教授となる者は、第1項第2号の教授の項中の業績がある者とする。
 - (2) 准教授となる者は、第1項第2号の准教授の項中の業績がある者とする。

(教歴の加算)

第3条 教歴は、本学における教歴のみではなく、本学着任前の教歴を加算することができる。この加算する教歴年数は、人事委員会に対して、選考委員会又は特別人事委員会が教員任用規程第5条第3項に基づき行う報告(以下「人事委員会への報告」という。)の際、明示するものとする。

(教歴への換算)

第4条 教歴は大学(大学院を含み、教授・准教授・講師・助教・助手及び非常勤講師)における教育経験年数をいうが、大学以外の機関においてその専攻分野について特に優れた研究業績又は実務経験がある時は、本学採用時にこれを教歴として換算し加算することができる。この加算する教歴年数は、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

(論文の換算)

第5条 論文は、原則として単著又は共著の学術論文とする。なお、各資格に求められる論文(教授10、准教授8)の半数以上は、単著論文又は主著者(ファースト・オーサー)

若しくは責任著者(コレスポンディング・オーサー)である共著論文でなければならない。

2 著書がある場合には、これを論文として換算することができる。

3 博士論文は、最大、論文3本に換算することができる。

(教歴等への対応)

第6条 学部の特特殊性を考慮し、業績は必ずしも著書、論文に限らないものとする。

(イ) 特許又はこれに類するもの

(ロ) 著書、論文以外の著作物又は作品

(ハ) 受賞・表彰歴

(ニ) 高度専門職業資格

これらの知識・経験・成果のうち、定量的に論文の数に換算できるものについては、相当する論文の数をもって評価を行う。また、論文の数に換算できないものについては、定性的な評価をもってこれに代える。この対応研究業績は、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

(実務家等の特例)

第7条 専門分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる実務家等については、その経験年数、技能及び実績をもって教歴及び研究業績に代えることができ、この教歴対応年数及び対応研究業績は、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

(着任後の業績)

第8条 本学着任後、特に顕著な業績を上げたものについては、これを教歴及び研究業績に換算することができる。ただし、この場合には、選考委員会又は特別人事委員会は、学長とあらかじめ協議し、人事委員会の承認を得た上で審議を行わなければならない。この換算された教歴年数は、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

(非常勤講師の資格)

第9条 非常勤講師の資格は、専任教員の講師に準ずるものとする。ただし、専門知識、専門技術及び実務経験を必要とする講義科目、演習科目、実習科目及び実験科目などについては、優れた専門知識、専門技術、各種資格をともなった経歴をもって教歴に、実務業績を持って研究業績にそれぞれ代えることができる。

(教歴・論文の換算方法)

第10条 教歴・論文の換算方法については、別紙2と次の事項に準ずる。

1 研究業績について

1_1 「論文」とは、原則として学術論文とし、①刊行されていること、②掲載誌名

及び掲載年、巻又は号、番号、掲載ページが明確なこと、③参考文献として引用できるものであること、の3点を全て満たすもの。

1_1_2 審査基準第6条（教歴等への対応）について

学部の特特殊性を考慮して、別紙2に記載されている基準で評価する。

1_2 論文に換算することができる「著書」とは、原則として学術書とし、ISBNが付日、発行所が明らかで刊行されているものとする。

1_2_1 著書の換算は「論文」1本とし、共著の場合には1章担当相当以上を担当している場合は、論文1として換算できる。

1_2_2 章を執筆しない編著や、項目執筆のみの辞典、事典については、論文として換算できない。

1_2_3 教科書、テキスト、翻訳書、研究報告書、総説、その他の書籍を論文に換算する場合は、それぞれの別紙2に準ずる。

1_3 審査時点で未刊行である業績について

審査時点で未刊行である業績については、当該年度中に刊行されることが書面（アクセプトレター）等をもって証明された場合にのみ、換算することができる。

2 教歴について

2_1_1 「教歴」に該当しない教育歴の換算については、以下のように換算する。

- 1 短期大学・高等専門学校の専任教員（年数×1.0）
- 2 大学・短期大学の契約制外国人講師（年数×0.8）
- 3 大学・短期大学の助教（年数×0.8）
- 4 専門学校の専任講師（年数×0.8）
- 5 大学・短期大学の非常勤講師（年数×0.8）

2_1_2 教育活動を主たる目的としない職歴・経歴の換算については、以下のように換算する。

- 1 研究所等の研究員（年数×1.0）
- 2 審査対象分野に関する実務家（年数×1.0）
- 3 大学・短期大学の助手（年数×0.8）
- 4 大学院博士後期課程への在学（3年以上の在学又は学位取得をもって2.0年）

（別紙2）

第11条 審査基準での別紙2とは、次のものをさす。

別紙2 社会福祉学系（社会福祉、教育、心理分野）

(審査基準の改正)

第12条 審査基準の改正を必要とすると認められるときは、学部にその審議のための委員会を設けるものとし、人事委員会の承認を得なければならない。

附 則

この基準は、令和5年10月1日より施行する。

附 則 (令和6年7月24日準第5号)

この基準は、令和6年7月24日から施行する。

附 則 (令和6年10月22日準第10号)

この基準は、令和6年10月22日から施行する。

附 則 (令和7年2月17日準第5号)

この基準は、令和7年2月17日から施行する。

別紙2

教員資格審査研究業績基準

社会福祉学系 (社会福祉、教育、心理分野)

《評価点》

註 1点=論文1本に換算

1 学術書 (資格審査基準第9条1_2)

- a. 学術書 (単著) 3点
- b. 入門書・教科書・一般書 (単著) 2点
- c. 上記aの分担執筆 1点
- d. 上記bの分担執筆 1点

2 学術論文 (審査基準第10条1_1)

(1) 日本国内で発表された学術論文

- a. 査読制のある全国規模の学会機関誌所載論文 1点
- b. 査読制のない全国規模の学会機関誌所載論文 0.5点
- c. 大学 (学部) 紀要 0.5点
- d. 地方規模の学会機関誌所載論文 0.5点
- e. 市販の雑誌等所載論文 0.5点

註1 c、d、eについて査読制のある場合は0.5点加点する。

註2 第2著者以降はそれぞれ0.5倍に換算する。

註3 a、bの学会は以下の通りとするが、これ以外に日本学術会議の協力団体も含

むものとする。

【国内刊行の学術雑誌】

＜社会福祉分野＞

日本社会福祉系学会連合」に所属する学会の刊行する学術雑誌を以下に示す。

- ・社会事業史学会誌
- ・日本保健医療社会福祉学会誌
- ・日本介護福祉学会誌
- ・日本家族療法学会誌
- ・日本看護福祉学会誌
- ・日本キリスト教社会福祉学会誌
- ・日本子ども家庭福祉学会誌
- ・日本在宅ケア学会誌
- ・日本司法福祉学会誌
- ・日本社会福祉学会誌
- ・日本社会福祉教育学会誌
- ・日本社会分析学会誌
- ・日本職業リハビリテーション学会誌
- ・日本精神障害者リハビリテーション学会誌
- ・日本ソーシャルワーク学会誌
- ・日本地域福祉学会誌
- ・日本福祉介護情報学会誌
- ・日本福祉教育・ボランティア学習学会誌
- ・日本福祉文化学会誌
- ・日本仏教社会福祉学会誌
- ・日本保育ソーシャルワーク学会誌
- ・日本保健福祉学会誌

＜特別支援教育分野＞

特別支援教育に関連する学会の刊行する学術雑誌を以下に示す。

- ・特殊教育学研究
- ・特別支援教育実践研究
- ・日本LD学会—LD研究

- ・日本行動分析学会—行動分析学研究
- ・日本特殊教育学会—特殊教育学研究、
- ・日本発達障害学会—発達障害研究日本発達心理学会—発達心理学研究
- ・日本コミュニケーション障害学会—コミュニケーション障害学
- ・日本音声言語医学会—音声言語医学
- ・日本リハビリテーション心理学会—リハビリテーション心理学研究

<心理分野>

以下の学術雑誌を始めとする「一般社団法人日本心理学諸学会連合」に加盟する学会（56団体；2021年3月現在）が刊行する学術雑誌など（学際的学術雑誌は含まれていない）

- ・心理学研究
- ・教育心理学研究
- ・発達心理学研究
- ・心理臨床学研究
- ・健康心理学研究
- ・社会心理学研究
- ・心理学評論など

<福祉工学分野>

福祉工学に関連する学会の刊行する学術雑誌を以下に示す。

- ・リハビリテーションエンジニアリング
- ・日本義肢装具学会誌
- ・日本支援工学会誌
- ・ライフサポート学会誌
- ・日本バイオメカニズム学会誌
- ・日本機械工学会誌
- ・日本人間工学会誌

(2) 海外で発表された学術論文

- a. 海外の学会機関誌又は学術雑誌所載論文 1点
- b. 国際的な学会に提出された論文 1点

註1 インパクトファクターを考慮に入れた加点が必要である。該当する雑誌のインパクトファクターポイントで倍数換算する（小数点を切上げすること）。

註2 第2著者以降はそれぞれ0.5倍に換算する。

註3 一般社団法人日本心理学諸学会連合に加盟する学会の学会員が投稿している
国外の学術雑誌（173誌；2022年6月現在）から以下を抜粋

- Anxiety, Stress, & Coping
- British Journal of Developmental Psychology
- Child Development
- Clinical Psychology & Psychotherapy
- Cognition
- Emotion
- International Journal of Behavioral Development
- International Journal of Psychology
- International Journal of School and Educational Psychology
- International Journal of Stress Management
- Journal of Experimental Psychology
- Journal of Experimental Social Psychology
- Journal of Health Psychology
- Journal of Personality and Social Psychology
- Journal of Vision; Memory
- Learning and Memory
- Learning and Motivation
- Perception
- Japanese Journal of Behavior Analysis
- Journal of Special education

3 調査報告、資料、研究ノート、書評など

- a. 調査報告、資料、研究ノート 0.5点
- b. 学会機関誌又は大学紀要に掲載された書評 0.5点

註 第2著者以降はそれぞれ0.5倍に換算する。

4 翻訳

- a. 学術書 1点
- b. 入門書・教科書・一般書 1点

5 学会発表など

- a. 国際的規模の学会が主催する大会 1点
 - b. 全国的規模の学会が主催する大会 0.5点
 - c. 地方的規模の学会が主催する大会及び学会が主催する研究会など 0.3点
註 第2著者以降はそれぞれ0.5倍に換算する。
- 6 実務家を専門分野における実務経験を要する科目の担当とする場合は、実務経験も考慮する。
- a. 文部科学省が発行する教育系雑誌における【解説】【論説】【実践報告】0.5点
 - b. 文部科学省以外によって発行された教育系雑誌における【解説】【論説】【実践報告】0.25点